

運用力強化の取組方針に係る実施状況 (令和7年度)

令和8年7月

はじめに

〔地方公務員共済組合連合会における年金積立金の運用〕

- 地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」という。）は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等の法令に基づき、年金積立金を管理・運用しています。
- 地共連は、年金積立金の運用について、地方公務員である組合員等の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うため、法令等に基づき定める運用方針の下、リスク・リターンの特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資することを基本として、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を策定し、安定的なポートフォリオの管理に努めることにより、制度の趣旨に沿った運用を行っています。併せて、その運用状況も長期的に判断することが必要です。

〔運用力強化の取組方針に係る実施状況の公表〕

- このような中、地共連は、社会経済環境の変化等に対応しつつ、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む必要があることから、令和6年9月に「運用力強化の取組方針」（以下「取組方針」という。7ページの概要参照）を策定しました。
- この取組方針において、「定期的にその実施状況について確認し、公表する」こととしており、本資料は、前年度の主な取組内容について公表するものです。

運用力強化の取組方針に係る主な取組の実施状況(令和7年度)

(1) 地共連の運用力強化

① 運用方法・業務運営



● 運用の高度化の推進

- 経済・市場環境の多角的な分析の強化等を行い、きめ細かくリバランスを実施し、ポートフォリオを適切に管理 (資産配分による厚生年金保険給付調整積立金におけるプラス効果+20bps)
 - マネジャー・エントリー制の活用や定量評価と定性評価を合わせた年次の総合的な評価等に基づき、委託運用ファンドを入替
(解約:国内債券1プロダクト、国内株式3プロダクト、外国債券3プロダクト)
 - オルタナティブ資産の残高(厚生年金保険給付調整積立金)について、5,944億円<令和7年度末(令和6年度末比+1,515億円)>に増加
▶ 国内不動産、海外PDIにおいてファンドを新規採用。
 - オルタナティブ資産のモニタリングやデータ分析の高度化、リスク管理の強化に向けたシステムの導入
 - 伝統的資産、オルタナティブ資産ともに、新興運用業者を含めた優良な運用機関の適切な選定方法やポートフォリオの見直しを検討するための調査研究・分析を実施
- #### ● さらなる運用対象の多様化に向けた進展
- 経過的長期給付調整積立金においてオルタナティブ投資を開始するため、所要の規程改正を実施(令和8年3月改正。令和8年4月適用)
 - オルタナティブ資産の中期的なコミットメント額の想定や資産種別配分などを定めた「中期投資計画」の見直し(令和8年3月)

② サステナビリティ投資(非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動)



- サステナビリティ投資に関する取組を包括する基本的な方針として、サステナビリティ投資方針を策定(令和7年度検討。令和8年4月策定)
- ESGファンドについて、国内株式1兆8,313億円、外国株式1,689億円を運用。国内債券の自家運用において、ESG債を274億円(簿価)保有
- スチュワードシップ活動について、運用受託機関の取組の「質」に重点を置いたモニタリングを行い、優れた取組事例を周知

③ 情報発信の強化



- 運用報告書や四半期報告書の内容を工夫し、わかりやすさを向上
- 組合員等を対象とした全国説明会(4か所)や説明内容の録画配信を実施
- 国内外の機関投資家やアセットオーナーが集うシンポジウムへ、CIO(投資統括部長)がパネリストとして参加

運用力強化の取組方針に係る主な取組の実施状況(令和7年度)

(2) 地共済全体の協力・連携の推進

① 運用状況の管理



② 組合等(※)との連携



※地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会

- アセットオーナーに求められる知見や業務運営等について理解を深めるため、有識者による研修を実施(令和7年11月)
 - テーマ:「アセットオーナー／資産運用管理に求められる専門性」と「組織における専門人材の確保と育成」
- 運用状況報告の実施(令和7年8月)
 - 各組合等の運用力の向上に資するよう、前年度の運用実績について意見交換
 - 地共連において、各組合等のリスク状況について分析
- 実務者情報交換会の開催(令和8年1月・3月)
 - 「オルタナティブ投資」や「PRI報告」をテーマに、担当職員で実務的な情報交換を実施

(3) 運用力強化の基盤となる組織・人員の体制整備等

① 組織体制の整備



- 運用力強化に係る各種取組を推進するため、令和7年4月に新たな組織体制をスタート
 - CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)として、投資統括部長を設置
 - 運用部門から独立した運用リスク管理監の設置とリスク管理体制の強化
 - ESG・スチュワードシップ推進室を創設

② 人員・業務執行体制の充実



- 取組方針を実行するために必要な人員の確保
- 地共連職員向けのコンプライアンス研修会を実施
- データ処理業務効率化・システム改善に係る調査研究を実施し、課題点の洗い出しと改善策を検討

(参考)

運用力強化の取組方針に係る主な取組(令和6年度以前)

(1) 地共連の運用力強化

① 運用方法・業務運営



- 運用ルールの改正
 - 運用プロダクトの募集の際のエントリー要件において、運用機関の運用資産残高や提案プロダクトの運用年数についての数値基準を撤廃(令和6年9月)

② サステナビリティ投資(非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動)



- PRIへの署名を実施(令和6年5月)

(2) 地共済全体の協力・連携の推進

② 組合等との連携



- 基本ポートフォリオの見直しに係る連絡調整、有識者によるコーポレートガバナンスに関する勉強会の開催等、積極的な情報共有を実施(令和6年度)

(3) 運用力強化の基盤となる組織・人員の体制整備等

① 組織体制の整備



令和7年4月に向けて、令和6年度内に以下の組織体制整備について準備

- CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)として、投資統括部長を設置
- 運用部門から独立した運用リスク管理監の設置とリスク管理体制の強化
- ESG・スチュワードシップ推進室を創設

運用力強化の取組方針(概要)

(令和8年4月最終改正)

- 地共連は、組合員等の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に年金積立金の運用を行っている。
- 制度的な要請、組合員等に対する受託者責任を前提としながら、社会経済環境の変化や、アセットオーナーに求められる役割等を踏まえ、不断に運用力強化・体制の充実を検討し、取り組む。
- 地共済の組合等の業務の適正かつ円滑な運営に資するよう、運用状況の管理の充実、連携の強化を図る。

(1) 地共連の運用力強化

(2) 地共済全体の協力・連携の推進

①運用方法・業務運営

- ポートフォリオの適切な管理
- 新興運用業者を含めた優良な運用機関の選定・管理等
- オルタナティブ投資の推進
- 運用リスク管理の高度化

②サステナビリティ投資 (非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動)

- 長期的な投資収益の拡大に資する、非財務的要素 (ESGやインパクト) を考慮した投資・スチュワードシップ活動の推進

③情報発信の強化

- 組合員等への更なる理解促進
- 運用機関等とのリレーションの構築

①運用状況の管理

- 地共済全体及び各組合等の運用状況の分析、リスク指標のモニタリング等の充実

②組合等との連携

- 運用実務に関する知見・能力の向上に繋がる研修やノウハウの共有

+

(3) 運用力強化の基盤となる組織・人員の体制整備等

①組織体制の整備

- CIO (チーフ・インベストメント・オフィサー) の設置
- 非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動等の専門部署の創設
- 運用部門と独立したリスク管理部門の再配置

②人員・業務執行体制の充実

- 取組方針を実現するための人員の確保
- 計画的な人材育成
- デジタル化などによる効率的・効果的な業務執行
- コンプライアンスや法務機能の強化

用語集

○ リバランス

基本ポートフォリオで定めた資産構成割合と、実際のポートフォリオの乖離状況を調整するため、資産の売買等を行うことです。

○ 基本ポートフォリオ

必要となる運用利回りを最低限のリスクで確保するように、長期的な観点から定めた各資産の構成割合です。

○ マネジャー・エントリー制

ファンド選定のために、運用受託機関からファンドの登録(エントリー)を随時受け付ける仕組みのことです。

○ オルタナティブ資産

上場株式や債券といった伝統的資産とは異なる投資対象資産であり、伝統的資産とはリスク・リターン等の特性が異なります。不動産、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ、プライベート・デットなどがあります。

○ PD(プライベート・デット)

銀行以外のファンド等による貸付金(ローン)のことです。主に中堅規模の未上場企業に貸付けを行います。

○ コミットメント額

オルタナティブ投資において、運用開始時に、各運用受託機関に対して拠出する資金の上限額として契約する金額のことです。

○ ESG

環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の略称です。

○ スチュワードシップ活動

機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント(投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」をいう。)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動です。

○ PRI(Principles for Responsible Investment)

機関投資家等が投資行動等において、ESG(環境、社会、ガバナンス)課題を考慮することを求める国際的な原則のことです。